令和７年　第２回（臨時）津　和　野　町　議　会　会　議　録（第１日）

令和７年５月23日（金曜日）

議事日程（第１号）

令和７年５月23日　午前９時00分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　町長提出第54号議案　専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例の一部改正について

日程第４　町長提出第55号議案　専決処分の承認を求めることについて
津和野町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第５　町長提出第56号議案　令和７年度津和野町一般会計補正予算（第１号）

日程第６　町長提出報告第１号　令和６年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第７　町長提出報告第２号　専決処分の報告について
令和６年度町道北斗台線緊急法面対策工事請負変更契約について

日程第８　町長提出報告第３号　専決処分の報告について
令和６年度津和野テニスコート改修工事請負変更契約について

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　町長提出第54号議案　専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例の一部改正について

日程第４　町長提出第55号議案　専決処分の承認を求めることについて

		津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第５	町長提出第56号議案	令和７年度津和野町一般会計補正予算（第１号）
日程第６	町長提出報告第１号	令和６年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第７	町長提出報告第２号	専決処分の報告について 令和６年度町道北斗台線緊急法面対策工事請負変更契約について
日程第８	町長提出報告第３号	専決処分の報告について 令和６年度津和野テニスコート改修工事請負変更契約について

出席議員（８名）

１番　道信　俊昭君	４番　米澤　宏文君
５番　横山　元志君	７番　御手洗　剛君
９番　田中海太郎君	10番　寺戸　昌子君
11番　川田　　剛君	12番　草田　吉丸君

欠席議員（２名）

２番　大江　　梨君	８番　三浦　英治君

欠　　員（２名）

事務局出席職員職氏名

局長　倉木　正行君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	下森　博之君	教育長 ……	岩本　要二君
総務財政課長 ……	岸田　道治君	税務住民課長 ……	中田　紀子君

つわの暮らし推進課長 …… 宮内　秀和君

健康福祉課長 ……	土井　泰一君	医療対策課長 ……	清水　浩志君
農林課長 ……	山下　泰三君	商工観光課長 ……	堀　　重樹君
環境生活課長 ……	野田　裕一君	建設課長 ……	安村　義夫君
教育次長 ……	山本　博之君	会計管理者 ……	小藤　信行君

午前９時00分開会

○議長（草田　吉丸君）　おはようございます。本日、令和７年第２回津和野町議会臨時会が招集されましたところ、皆様方には、おそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。

三浦議員、大江議員より、欠席の届けが出ております。

ただいまの出席議員数は８名であります。定足数に達しておりますので、令和７年第２回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（草田　吉丸君）　日程第１、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、１０番、寺戸昌子議員、１１番、川田剛議員を指名します。

日程第２．会期の決定

○議長（草田　吉丸君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日限りと決定いたしました。

日程第３．議案第５４号

日程第４．議案第５５号

○議長（草田　吉丸君）　日程第３、議案第５４号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例の一部改正について及び日程第４、議案第５５号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、以上２件につきましては、会議規則第３７条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　皆様、おはようございます。本日は臨時議会の招集をお願い致しましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今臨時議会に提案をいたします案件は、専決処分案件２件、補正予算案件１件、報告案件３件の合計６案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第５４号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町税条例の一部改正の専決処分について、地方自治法第１７９条第１項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第５５号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について、地方自治法第１７９条第１項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　税務住民課長。

○税務住民課長（中田　紀子君）　それでは、議案第５４号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律が令和７年３月３１日に公布され、一部を除き令和７年４月１日から施行されることに伴い、地方自治法第１７９条第１項の規定により、津和野町税条例の一部を改正することについて専決処分をしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

地方税制の改正について、主なものにつきまして、資料の新旧対照表に沿って御説

明いたします。

まずは、町民税に関する改正の主なものとしましては、新旧対照表は、紙は１ページの下段から、タブレットは８ページになります。

今回の改正は、物価上昇が続く社会情勢において、就労に伴う税負担の調整及び世帯における就業の調整を行っている状況への対策の観点から、所得税に関して、個人の合計所得額が２，３５０万円以下の場合、基礎控除額が１０万円、給与所得控除についても最低保障額が１０万円引き上げられました。

また、生計を一にする１９歳以上２３歳未満の大学生年代の子等が給与所得がある場合においては、新たに特定親族特別控除を創設し、控除対象となる子等の所得要件を拡大する等の法改正がされ、それに伴う条例改正となります。

具体的には、２，３５０万円以下の給与所得者に対する課税最低額は、１０３万円から１２３万円に引き上げられるほか、大学生年代の子等の所得要件の額が１５０万円に達するまでとされ、扶養者が受けられる控除の額については、段階的に低減する仕組みが導入されます。

これらの改正については、令和７年分の所得に係るもので、令和７年分年末調整、令和８年度確定申告より適用となります。併せて、これらの改正に伴う住民税申告義務に係る規定の整備のほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う項ずれを反映する改正となっております。

続きまして、軽自動車税に関する改正の主なものとしましては、新旧対照表は、紙は７ページ、タブレットは１４ページになります。

第８２条種別割の税率について、現行の５０cc原付バイクについて、令和７年１１月からは廃ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産と販売の継続が困難な状況になることから、二輪車の車両区分の見直しをするものであります。

総排気量が１２５cc以下で、最高出力を５０ccバイク相当の４キロワット以下に制御したバイクに係る軽自動車税種別割については、新たに新基準原付バイクとして車両区分を設け、税率を現行の５０cc原付バイクと同額の年額２，０００円とする改正となります。

第９０条身体障害者等に対する種別割の減免については、マイナ免許証の運用開始

に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定の整備に関するもの、１枚めくっていただいて、１１ページからについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う項ずれを反映する内容の改正となります。

新旧対照表、紙は１３ページの中段、タブレットは２０ページになります。

紙たばこと加熱式たばこの税負担の差を解消することを目的として、加熱式たばこの紙たばこへの本数の換算方法を見直し、加熱式たばこの税率を今後、段階的に引き上げる内容の税改正に伴い、規定を新設するものになっております。

津和野町税条例の一部を改正する主なものについて、概要は以上のとおりとなります。

附則として、施行期日は、一部の改正を除き原則、令和７年４月１日であります。

以上で説明を終わります。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　それでは、議案第５５号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和７年２月に公布され、４月１日から施行されたことに伴い、津和野町国民健康保険税条例を一部改正したもので、改正内容としては、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性を図るため、課税限度額を引き上げること及び中・低所得層の保険税負担の軽減を図るため、５割軽減及び２割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものであります。

１ページめくって、新旧対照表を御覧ください。

第２条第２項において、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額について６５万円から６６万円に、同条第３項において、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について２４万円から２６万円に引き上げるものであります。

次に、その下、２１条第１項において、同様に基礎課税額に係る課税限度額について６５万円から６６万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を２４万円から２６万円とすることによる改正であります。

次のページ、同条同項第２号でありますが、国民健康保険税の軽減措置について、

５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずべき金額を２９万５，０００円から３０万５，０００円に、その下、同条同項第３号でありますが、国民健康保険税の軽減措置について、２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずべき金額を５４万５，０００円から５６万円に引き上げるものであります。

附則としまして、１、施行期日ですが、この条例は令和７年４月１日から施行する。

２、適用区分として、この条例による改正後の津和野町国民健康保険税条例の規定は、令和７年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第５４号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　これは上位法の改正なので、上位法がそうなられたからそうなんだと言われれば、そうかもしれないんですけど、新しく入ったウのところで、二輪のもので総排気量が０．１２５リットル以下かつ――ここです。最高出力が４キロワット以下のものとあります。

アのところで、０．０５リットル以下のものが０．６キロワットに対して、４．０キロワットというかなり大きな数字になっておると思うのですが、これの解釈というのはどういうことになるんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　税務住民課長。

○税務住民課長（中田　紀子君）　原動機付バイクの関係の種別割の税率のことですよね。――すみません。これについては標準の内容で条例改正をさせてもらっています。細かい解釈の仕方というところまで、私のところで、すみません。認識不足で申し訳ないんですけれども、説明のほうができませんが、申し訳ないです。

○議長（草田　吉丸君）　よろしいですか。――そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　それでは質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第５４号を採決します。本案を承認することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

賛成（７名）

道信　俊昭君	米澤　宏文君
横山　元志君	御手洗　剛君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　議案第５５号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第５５号を採決します。本案を承認することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

――――――――――――――・――――・――――――――――――――

賛成（７名）

道信　俊昭君	米澤　宏文君
横山　元志君	御手洗　剛君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

――――――――――――――・――――・――――――――――――――

日程第５．議案第５６号

○議長（草田　吉丸君）　日程第５、議案第５６号令和７年度津和野町一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、議案第５６号令和７年度津和野町一般会計補正予算（第１号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ５億１，６３２万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を９９億１，２３２万９，０００円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（岸田　道治君）　それでは、議案第５６号令和７年度津和野町一般会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

まず、４ページを、タブレットでは３０ページを御覧ください。

第２表地方債補正の変更でございます。２億９，４５０万円の増額を補正しております。

詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、１２ページ、タブレットでは３６ページをお開きください。

教育費の社会教育総務費では、委託料として、日原地域活動拠点施設整備工事監理委託料として２，０３６万７，０００円を計上しております。工事費としまして、日原活動拠点施設整備工事費としまして４億９，５００万円を計上しております。

それでは、歳出を御説明いたしますので、１０ページ、タブレットでは３５ページをお開きください。

国庫支出金では、教育費国庫補助金といたしまして、日原活動拠点施設整備工事に伴う国庫補助金２億２，１８２万９，０００円を計上しております。

町債では、教育債として、日原活動拠点施設整備工事に伴い、過疎対策事業債２億９，４５０万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。米澤議員。

○議員（４番　米澤　宏文君）　質疑というほどではないかもしれないんですが、要望事項で、１，５００万の要望が出ております。この要望というのは、この高額な要望について、ただ声だけで聞くのではなく、例えば要望書、陳情書等提出してもらうというようなことができますでしょうか。

ただ、高額、これ５億円の工事について１，５００万は大した高額じゃないと思われるかもしれんですが、一般の者から見れば、１，５００万といえば、すごい高額に

見えるんですが、何か見える形でそういう高額と思われる、高額という基準が何かが分からんのですが、そういうことができるかどうか、できないか、難しいかもしれんですが、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　今、議員のほうから要望について、その要望の上げ方といいますか、やり方というところでの御質問といいますか、御意見を頂いたというふうに思っております。

その内容につきましては、多分ステージのことを言っておられるのかなというふうに今思っておりますけども、この要望につきましては、この事業を進めていく上で、昨年のところで地域の方々に説明会の場を設けまして、その中で説明をさせていただいてきております。

その地域住民の方々への説明の場で、そういったステージ等の要望等が上がってきたということでございます。

要望のその上げ方といいますか、進め方につきましては、様々なやり方がある、方法論があるのかなというふうに思っております。

今、議員がおっしゃいましたように、要望書を出す、あるいは陳情書を出す、請願を出すと、そういったやり方等があると思いますけれども、そのやり方につきましては、やはり要望される方がどういうふうなやり方を選択されるかというところで、出し方といいますか、方法論が決まってくるのかなというふうに思っております。

今回のことにつきましては、こうして住民説明会の場で要望が出てきて、このことにつきまして見える形ということでございましたけども、全員協議会等でも御説明をしておるとこでございますので、こういった進め方をさせていただいているということでございます。

○議長（草田　吉丸君）　そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　それでは質疑なしと認めます。以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　反対の立場から討論させていただきたいと思います。

帯に短し、たすきに長しとは、この施設、この出来上がるであろう施設にまんま当てはまるものだと私は考えております。

私は当初から、集会所施設、公民館が要らないとは言っていません。要るんだ、ずっと要るんだと言っています。ただ、この施設、この形ではない。もうちょっと形をもっと考え直すべきではないかというのを常々ずっと言っておりました。

集会所施設とすれば小っちゃい、公民館とすれば大きい。何とかこれを考え直して、立派とは言えないにしても、文化ホールに近いようなものにできなかったものだろうかというのを常々言っておりましたが、とうとうここまで来てしまいました。

よって、私は反対の立場で討論させていただきます。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　賛成の立場で一言申したいと思っています。

私は逆に、本来でしたら、個人的には、実は、建物というのが最近、いろいろと建てるのに厳しい財政になっているので、本当は要らないと思っていました。やはり、今後の負担のことを考えるとそういうことも思っていました。

ただ、その一方で、いろいろと説明会なり、いろんな話を聞いているうちに、この施設自体が昔から山村開発の代替として、自分が議員になるはるか昔から要望が出ていたという点と、あともう一つ、やはり説明会などで建ててほしいという声は大きかったというのは自分で感じました。

正直、やっぱり要らないんじゃないかという声もあったんですけど、その方々の声はちょっと自分の耳にはあまりたくさん聞こえてこれなかった。それらの点を考えると、やはり要望が大きいんで建てざるを得ないのかなという立場に変わってきました。

ただ、やはり建てる以上は、こちらとしてもぜひお願いしたいことがありまして、一つは、まず施設を建てた後に最大限の活用をしてもらって、やはりそれは私も要らないと思っていたんですけど、要らないと思っている方々からも、いや建てても本当によく利用者が多くてよかったと言われるような施設にしてほしいということが１点と。

あと、かわべとここの集会所施設のしっかり密な連携をしていただいて、建てた後

にも、かわべの利用客がほとんどいなくなっただとか、そういうことにならないように本当にしていただきたいと思っています。

それと、もう１点は、これは社会情勢のものではありますけれど、また以前のように大幅な増額だとか、仕様変更だとか起こった際には、その時点でもう１回見直しを含めてきちっと検討していただきたいと思っています。そのときにまた判断をしたいと思いますが、今の時点では賛成したいと思っています。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　賛成の立場で討論をいたします。

この施設は、日原山村開発センター代替施設というところから始まり、現在の規模に落ち着きました。これまで様々な住民説明会、また、議会においても全員協議会等で説明してこられました。

そういった中で、様々な議員の意見、そして住民の方の意見もあったと思いますが、どちらも全て１００％皆さんが納得できる施設というのは非常に困難であるということは、皆さん御理解いただいた上で、住民の皆さんも自分達の意見、本当はこうしてほしい、こういう建物になってほしいという意見を押し殺して、皆さんの最大公約数という形でこの施設が実現したものだと感じております。

先ほどの同僚議員の発言でもありましたように、この施設が最大限地域の活性化につながるよう、最大限使っていただけるような施設になることを御祈念申し上げまして、執行部におかれましては、この有意義な建物になることをお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。以上で討論を終結します。

これより議案第５６号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は

１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（５名）

米澤　宏文君　　御手洗　剛君

田中海太郎君　　寺戸　昌子君

川田　　剛君

反対（２名）

道信　俊昭君　　横山　元志君

――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第６．報告第１号

○議長（草田　吉丸君）　日程第６、報告第１号令和６年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、報告第１号令和６年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、令和６年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製しましたので報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（岸田　道治君）　それでは、報告第１号を御説明いたします。

資料を１枚めくっていただきまして別紙を、タブレットでは３９ページをお開きください。

令和６年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

総務費の津和野庁舎耐震補強・改修工事でございますが、庁舎周辺の地盤が軟弱であったことに伴う仮屋根の浮き上がり防止対策及び屋根等の一部で劣化・腐食が激しかったことによる補修方法の再検討などにより、不測の日数を要したため、１億９，８７５万3，０００円を繰り越すものでございます。終期は７年８月末を予定しております。

総務費のペンション北斗星事業でございますが、次年度からの指定管理開始に向けて設計業務を進めていましたが、計画の見直しをする中で変更する必要が生じ、その修正設計に不測の日数を要したため、７５７万２００円を繰り越すものです。令和７年４月に完了しております。

戸籍振り仮名通知事業でございますが、この補助事業の交付決定が３月１１日に通知されたことから、年度内の完成が見込めなくなったため、４７６万2，０００円を繰り越すものです。終期は７年８月末を予定しております。

衛生費のし尿処理施設整備事業費でございますが、クリーンパルにちはらのし尿処理施設の整備工事において、材料の調達に不測の日数を要したため、５，２７９万１，０００円を繰り越すものです。終期は７年６月末を予定しております。

商工費の観光リフト整備事業でございますが、材料の調達に不測の日数を要したため、２７０万6，０００円を繰り越すものです。終期は７年１１月末を予定しております。

土木費の町道北斗台線緊急法面対策事業でございますが、想定していた土質の緩みが大きく、掘削に不測の日数を要したこと及び積雪により工事を休工せざるを得なかったことにより７，５９０万円を繰り越すものです。７年５月に完了をしております。

町道新設改良事業でございますが、盛土の掘削をしたところ、軟弱地盤が確認され、その計画変更の調整に不測の日数を要したため、ほか１路線と合わせて５，０８２万４，０００円を繰り越すものです。終期は７年８月末を予定しております。

教育費の高圧受電ケーブル更新事業でございますが、高圧受電ケーブルの交換をするに当たり、ケーブルの入手が困難であることから、年度内の工事完成が見込めなくなったため、４５３万7，０００円を繰り越すものです。終期は７年１０月末を予定

しております。

日原活動拠点施設整備事業でございますが、工事に伴い中電柱の支線を移転する必要が生じ、中国電力との移転時期や場所の調整に不測の日数を要したため、６２７万９，２００円を繰り越すものです。７年４月に完了しております。

伝統的建造物群保存地区防災事業でございますが、現地詳細調査により、解体予定の建物が伝統的建造物であったことが判明し、その保存に係る設計変更に不測の日数を要したこと、また、土地収用法に基づく事業認定申請をするに当たり、関係機関との調整に不測の日数を要したため、５，４６５万円を繰り越すものです。終期は７年８月末を予定しております。

教育費の津和野テニスコート改修事業でございますが、テニスコート利用者から、新たにテニスコート内のフェンス、照明柱の撤去について要望があり、撤去に係る施工法の調整に不測の日数を要したため、３，７６０万円を繰り越すものです。７年４月に完了しております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　特に皆さんのほうから質疑があれば許しますが、ございませんか。横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　総務費の総務管理費のペンション北斗星整備事業なんですが、これは丸々繰り越されとるのですが、これは大幅な設計変更等ございますでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　大幅な設計変更はございません。これは４月いっぱいで完了もしております。

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第７．報告第２号

○議長（草田　吉丸君）　日程第７、報告第２号専決処分の報告について、令和６年度町道北斗台線緊急法面対策工事請負変更契約についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、報告第２号専決処分の報告についてでございますが、令和６年度町道北斗台線緊急法面対策工事請負変更契約について御報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から御報告をいたします。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　それでは、報告第２号専決処分の報告について御説明いたします。

裏面の別紙及び資料を御覧ください。

今回報告させていただきます工事請負契約の変更の専決処分につきましては、令和６年６月７日開会の定例会におきまして、工事請負契約の締結について議決いただき、着手いたしました令和６年度町道北斗台線緊急法面対策工事に関わるものでございます。

当該工事につきましては、今回の専決処分までに１回の工事請負変更契約の締結の議決をいただいております。

専決処分につきましては、第１回工事請負変更契約の令和７年３月２６日定例会にて、工期延長に伴う工事請負変更契約の締結について議決をいただいた後、更に工事内容の一部に変更が生じたため、町長の専決処分事項の指定に関する条例第２条の規定に基づき専決処分を行ったものであり、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告するものでございます。

次に、参考資料の平面図を御覧ください。

今回の主な工種の変更につきましては、雨水等による法面侵食を防ぐため、護岸部分の張コンクリート工５６平米、フトンカゴ１２メートル、アスファルトカーブ３０．５メートルを施工したことによる増額と、出来形により吹付枠工１４９平米、植生基材吹付工１５平米について、それぞれ施工面積が減少したことによる減額により、契約金額総額で９４万１，６００円の増額変更が生じましたが、工事請負金額の変更額が１，０００万円未満で、増減率が約０．９５％であったため、規定事項に基づき専決処分を行ったものでございます。

なお、本件につきましては、令和７年５月１５日に竣工しております。

以上のとおり報告いたします。

○議長（草田　吉丸君）　特に質疑があれば許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第８．報告第３号

○議長（草田　吉丸君）　日程第８、報告第３号専決処分の報告について、令和６年度津和野テニスコート改修工事請負変更契約についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、報告第３号専決処分の報告についてでございますが、令和６年度津和野テニスコート改修工事請負変更契約について御報告するものでございます。

内容につきましては、教育次長から御報告をいたします。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　それでは、報告第３号専決処分の報告について、令和６年度津和野テニスコート改修工事請負変更契約について御説明をさせていただきます。

裏面の別紙を御覧ください。

専決年月日は令和７年４月２５日、変更に係る議案は、令和７年議案第４４号令和６年度津和野テニスコート改修工事請負変更契約の締結についてです。

契約の相手方は、島根県鹿足郡津和野町枕瀬５４１番地２、昌和道路株式会社、代表取締役中谷保宣です。

変更前契約金額は5，６１０万円、変更後契約金額は、３１６万5，８００円を増額し、5，９２６万5，８００円とするものでございます。

資料といたしまして、契約工事請負変更契約書の写しを添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

次に、変更内容について御説明をいたします。

参考資料をお開きください。図面を添付させていただいております。

主な変更内容についてですが、赤色で示してあるところとなっております。内容といたしましては、いずれも利用者からの御要望があったものでございますが、老朽化によって使用ができなくなっておりました照明柱１２か所の撤去、コート間を区切っておりましたフェンスと門扉の撤去を行い、コート３面を一つのフロアとして利便性の向上を図ったものでございます。

フェンス等を撤去した部分の処理としまして、人工芝舗装の面積が増えております。

また、ベンチの設置を各コートに２か所ずつ、計６か所設置しておりますので、これらが増額の要因となったものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。令和７年第２回津和野町議会臨時会を閉会します。

午前９時44分閉会

―――――――――――――――――――――――――――――――――

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員